

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	なでしこ公園保育園	
運営法人名称	社会福祉法人西成若草会	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	理事長 小澤 力 園長 濱 和子	
定員（利用人数）	114(63)名	
事業所所在地	〒 556-0024 大阪府大阪市浪速区塩草1-1-19	
電話番号	06 - 6563 - 6118	
FAX番号	06 - 6563 - 6113	
ホームページアドレス	http://park17.wakwak.com/~nadeshiko-kouen/	
電子メールアドレス	nadeshiko-kouen@za.wakwak.com	
事業開始年月日	令和4年4月1日	
職員・従業員数※	正規 17 名	非正規 11 名
専門職員※	看護師（1人）・栄養士（3人）・調理師（1人）・保育士(19人)	
施設・設備の概要※	[居室]	
	保育室（0歳児、1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児）調理室、事務室、休憩室	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

<法人理念>

*個人の尊厳を尊重し、心身ともに健やかに育成されるよう支援します。

*地域に開かれ、地域福祉に貢献できる施設経営を目指します。

<保育理念>

*児童福祉法の理念に基づき、子どもの豊かな発達を保障する保育を行います。

*こどもの最善の利益

【施設・事業所の特徴的な取組】

①公園内の保育園として地域の要望のもと「地域まるごと子育てなかま」をスローガンに「いつでも頼れる保育園」として地域活動に取り組めます。

②絵本ルームを活用しての子育て支援活動

③給食のアレルギー対応と宗教食対応

【評価機関情報】

第三者評価機関名	一般財団法人 大阪保育運動センター
大阪府認証番号	270042
評価実施期間	令和5年9月26日～令和5年3月4日
評価決定年月日	令和5年3月4日
評価調査者(役割)	1701C002 (運営管理・専門職委員) 2101C038 (専門職委員) 0701C043 (運営管理・専門職委員) () ()

【総評】

◆評価機関総合コメント

「判断基準」の考え方	
a	よりよい福祉サービスの水準・状態 質の向上を目指す際に目安とする状態
b	「a」に至らない状況、多くの施設・事業所の状態 「a」に向けた取り組みの余地がある状態
c	「b」以上の取り組みとなることを期待する状態

0401 号第 11 号『福祉サービス第三者評価事業に関する指針について』の全部改正について」等より作成

なでしこ公園保育園は、都市公園法の改正と待機児童解消の為に、2020年大阪市が公園を活用した保育園建設の公募をおこない、大阪市で初めての公園保育園新設に西成若草会が選ばれて設立されました。法人は、その為の書類の作成、資金繰り等に尽力し、決まってからは、夢のある保育園の建設に、園長を中心に奮闘してきたことが想像できる施設でした。

場所は、JR難波駅に近く、浪速公園の中にあります。「地域まるごと子育てなかま」の保育園を目指し、公園に来た人が手洗いやトイレを使えるような構造に作られています。絵本ルームも、利用しやすい場所に作られています。隣の公園が、同時改造にはなりませんでしたが、現在、工事中です。今年4月からは、園児も近所の子どもたちものびのび身体を動かせる公園になることでしょう。

今回の第三者評価の受審は、2022年4月に開園したばかりで、十分軌道にのっていない面も多々ありましたが、当面、職員の中で、課題の整理をするという目的は達せられたのではないかと思います。今後の活動を大いに期待します。

◆特に評価の高い点

- ・大阪市の公園を活用した保育園建設に16ヶ所の応募の中から選ばれました。その応募書類が開園の準備や開園後の保育園運営に十分に反映されています。
- ・施設には、地域の親子や住民が気軽に利用できるような外の手洗い場や、土足のまま入れる絵本ルーム、緊急時に外からも使える場所に設置したAEDなどが整備され、また、地域の「福祉避難所」として大阪市と協定も結ばれており、今後、地域の社会資源としての活用されていくことが期待されます。
- ・2022年4月開園の新設園にもかかわらず同法人の姉妹園とよく連携ができていて、諸様式の利用もさることながら人材の異動や応援などで園運営がスムーズにできています。
- ・自ら就労を希望してきたという「園務員」さんを配置していて、早朝の門前警備、園児親子への挨拶から園舎内外の清掃、植木の管理など幅広く丁寧な仕事をしています。新設園なので、子どもや保護者が安心できる存在です。

◆改善を求められる点

- 利用定数や財政などの安定的な保障につながる中長期計画の策定を望みます。
- 福祉人材の確保のために、具体的計画を持つと同時に、法人全体として総合的な人事管理が行われることを期待します。
- 一時保育を含む専門機関としての子育て支援の具体化を期待します。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価の受審については、2022年4月に開園し、今後の事業計画の未整備の点や職員間の連携、マニュアルの徹底など課題が有る状況でしたが、保育の質の向上を目指して、何よりこどもの最善の利益のために受けることにしました。

総合コメントについては、「公園の魅力向上」「地域ぐるみで子育てをしていく」「子ども達が大人たちに見守られ共に育ちあう」「インクルーシブ保育の展開」等々公募にあたり私たちが目指してきた公園保育園の特色や法人で確認した法人理念・保育理念について丁寧に評価いただきありがとうございました。

2年目の4月から4歳児クラスの誕生と「子育て支援活動」で園舎・絵本ルーム・公園を活用した計画を実施し、地域とのつながりを図ります。

子育て支援活動や交流の中から地域の保育ニーズをつかみ、中長期計画を財政計画と共に立てます。春には北側の公園も整備され、「福祉避難所」として浪速区役所との連携も行っていきます。

◆第三者評価結果

- 別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
(コメント)	法人や保育園の理念・保育方針は、法人会報、保育園パンフレット、入園のしおり、職員ハンドブック、ホームページに掲載し園内掲示板に貼り出しています。また、法人理念や保育方針は園の使命や職員の行動規範となるような内容となっています。まだ開園して間もないので、周知徹底のための継続的な取り組みなどは今後に期待します。	

		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
(コメント)	2ヶ月に1回の私立保育園連盟西南ブロック会や経営者同友会などで、地域福祉の動向を把握するようにしています。経営状況については業務委託契約をしている会計事務所の税理士報告会で収支分析をし、姉妹園3園で月1回アドバイスも受けています。	
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
(コメント)	経営状況や改善する課題など、理事会で姉妹園各園長から報告して現状分析をしています。開園1年目で前年度との比較などができない現状で、経営課題の解決や改善方法など職員に周知するものの理解には至っていません。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
(コメント)	なでしこ公園保育園を誕生させるための計画はあったのですが、今後の中長期計画などは策定していません。法人としても検討はこれからとのことなので、計画的なビジョンの策定を要望します。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
(コメント)	開園初年度で今年は4・5歳児の募集がなく、0歳児～3歳児までの委託費で考えると厳しい経営状態が予測されます。単年度の事業計画としては実行可能な計画ですが、中長期計画をふまえたものにはなっていないので、人材確保や安定的な財政など中長期計画を踏まえた単年度の計画の策定を要望します。	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	年間事業計画は、年度初めの年間計画会議で職員の参画のもとに策定しています。また、中間総括会議の中で職員の意見を反映した見直しもしています。毎月の職員会議は更なる周知の機会としています。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	事業計画は理事会の中で確認されたものを、モバイル配信や紙媒体を使っていつでも保護者が読み理解できるように工夫をしています。	

	評価結果
--	-------------

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	保育の質の向上のために、年間保育計画や毎月の保育計画に基づき実践した保育内容を職員会議、係会議、リーダー会議で振り返り、見直しをしています。中間総括時に職員の自己評価を集約・分析しています。また、今回の第三者評価の受審も、書類の整理や見直しなど職員で資質向上の機会と位置付けています。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	自己評価については、集約・分析したものを職員会議やリーダー会議で共有しています。開園初年度であるために職員間で課題や改善策を見出すところまでには至っていませんが、今後に期待します。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

	評価結果
--	-------------

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	園長の役割と責任については職員ハンドブックの業務分担表で表明し、各種マニュアルや入園のしおりなどで明確にしています。職員集団としての組織づくりは園長の役割と位置づけ、リーダーシップを発揮しています。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	園長は、法令遵守の観点で行政や私立保育連盟などの研修に参加しています。また、就業規則の改定に伴い、職員会議で遵守すべき法令等を周知し、遵守するための具体的な取組を明確にしています。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	園長は保育の質の向上について、職員の意見や希望を把握するために自己評価を集約・分析を行い、研修希望などの聞き取りもしています。保育の質に関する課題については管理職会議（園長・副園長・主任）で、改善策を検討しています。	

II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	園長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を管理職会議（園長・副園長・主任）で共有するようにしています。常に子どもの最善の利益を意識した保育園運営を進め、人員配置や職員の働きやすい環境整備にも務めています。	

	評価結果
--	-------------

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
(コメント)	人材確保には、保育フェアからの応募のほか人材派遣会社からも雇用をしていますが、新設園の新年度で、職員の定着の難しさもあり、退職者も出ています。福祉人材の確保と育成に対する方針などはこれからの課題です。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	c
(コメント)	法人の理念・基本方針に基づき「私たちが目指す職員像」を保育園にも反映をしています。しかしまだ、職員の専門性や職務遂行能力、貢献度などを評価・分析をして、改善策を検討するところまでには至っていません。これからの期待します。法人と共に、就業規則の中にある人事管理の項目を周知、具体化する努力を要望します。	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
(コメント)	職員の労務管理に関する責任体制は園長を中心とする管理職で共有しています。人材確保や職員の定着の観点から、有給休暇の取得、休憩時間の保障など働きやすい職場づくりに関する取組も進めています。	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	「目指す職員像」は職員ハンドブックや就業規則などに明記しています。年に2回の職員面談や振り返りアンケートをもとに課題を共有しています。しかし課題の改善策を検討したり、日常的な援助などはまだできていません。初年度なのでこれからの期待します。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	職員の研修希望を聞き、オンライン研修を利用して積極的に参加を勧めています。法人や保育園が目指す保育を実施するために、開園するまでに法人の理念や基本方針が明記されている職員ハンドブックの研修を行っています。今後も年間研修計画に基づいた見通しや個人の目標設定につながるような取組を望みます。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	新任職員をはじめ個別の経験や専門資格の取得状況などを把握したうえで、開園に向けての職員配置をしています。専門職としての必要な知識、技術水準に応じた研修に参加できるように配慮しています。	

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	開園1年目で実習生の受け入れはできていません。しかし、実習生受け入れマニュアルを準備し、受け入れ時の役割分担や実習内容の詳細を明記しています。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	保育園のホームページやワムネットで、法人や保育園の理念や保育方針、財務に関する報告を情報公開しています。事業内容が保育園の保護者や地域の子育て中の方に理解してもらえるように、写真やイラストを掲載した地域ニュースを発行し、町会の掲示板に定期的に掲示しています。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	運営規程や経理規程などに沿った業務の遂行や会計処理は職務分掌を行い、公正かつ透明性を図っています。委託契約をしている会計事務所の税理士に、財務管理や経営管理などの指導を受けています。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
(コメント)	保育園が地域の社会資源として活用できるように、園舎設計の段階で色々と工夫をしています。地域の方が園舎に立ち入らなくても使用できる手洗い場や外部から手が届くAEDの設置などです。また、ファミサポ、子ども支援センター、社会福祉協議会などの情報は、保護者のニーズで活用できるようにパンフレットを置き掲示もしています。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	職員ハンドブックにボランティア受け入れについて明記しています。受け入れの意義や目的などはボランティア受け入れマニュアルに記載し、受け入れる職員の基本姿勢などを明文化しています。今年度のクリスマス会で子どもたちへ「なにわ絵本の会」のメンバーからペープサートや手品などのプレゼントがありました。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	地域の医療機関、区の子育て支援センター、保健センターなどと連携しています。浪速区の要保護児童対策地域協議会のケース会議に参加しています。地域との連携内容については、管理職会議、リーダー会議、職員会議で報告し共有しています。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
(コメント)	区の社会福祉協議会の施設連絡会や地元の町会に加盟して地域の情報収集を行い、浪速区の福祉ニーズや地域の課題などの把握に努めています。施設連絡会では定期的に地域福祉施設の見学を行い実情把握や意見交流をしています。保育園の持つ機能を地域に還元できるように地域交流のイベントの計画や青空保育などの計画もあります。	

II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	保育園が地域の子育て支援の拠点となるように、絵本ルームを活用しての親子教室など計画しています。浪速区の広域避難所である浪速公園に保育園が設置されたことから、大阪市避難行動要支援者避難支援計画に基づき大規模な地震などの災害時に要配慮者が施設を利用できる福祉避難所として協定書を結んでいます。日・祝日でも使えるようにと、外の手洗い場を設置し、AEDは外からも利用可能な場所に設置し、地域住民の安心・安全のための備えとなっています。今後の活動に期待します。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)	法人の理念には「個人の尊厳を尊重し」、保育理念には「こどもの最善の利益を守り」、保育方針には「1人ひとりのこどもを大切にされた保育」とあり、職員会議や研修の中でも繰り返し説明しています。外国籍の子どもも大らかに受け止め、画一的対応をしていない努力が見られます。現在宗教食の改定をしています。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	プライバシー保護についてのマニュアルに基づき、職員に対しては、「入職時誓約書」の中でその大切さを確認しています。保護者とも、行事の時の写真の扱いなど、伝えています。コロナ感染の中でのプライバシーへの配慮の経験を、今後の情報発信の際活かすことを期待します。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
(コメント)	園のパンフレットは、カットを使ってできるだけわかりやすくする努力はしています。今後は写真等を増やし、外国籍の方々にも（誰にとっても）一層解りやすいパンフレットにしていくことを期待します。ホームページは、現在更新中です。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
(コメント)	「入園のしおり」を基に入園の対応をし、説明するだけでなく、「入園調査票」の記入もしてもらっています。その時、アレルギー対応、宗教食対応の必要な子についても詳しく聞き取っています。これまでに引き続き、それぞれの家庭にとって必要な対応の工夫を継続することを望みます。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	保育所を代わる時子供にとって保育の継続性への配慮は大切です。保護者と話し合いながら進めることを期待します。引継ぎ文書を作成していない現状なので、今後、作成を望みます。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	行事ごとにアンケートをとり、満足度を確認しています。作品展の中では、給食室からは「朝食の大切さ」について、看護師からは「早寝・早起き・朝ごはん」に関する聞き取り結果をもとにその大切さについて伝える機会を設けています。また子どもの絵の発達についての解説を詳しく説明し、保護者の子どもへの理解に繋げています。今後も、保護者の声を聞きながら運営していく姿勢を続けることを期待します。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	苦情解決のしくみが作られており、入園時には保護者にも伝えていきます。職員に苦情を伝えやすい雰囲気作りの努力をしています。職員がその思いを共有するには、時間と経験を重ねる必要があります。今後に期待します。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント)	方法や相手を選べることは、入園の時に保護者に周知しています。現状は、「面談室」や「絵本ルーム」などを使用して相談の対応をしています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	要望に対しては、できる限り迅速な対応をする体制があります。そのことは「保育の質の向上につながる」と受け止め、対応しています。今後も継続して、組織的かつ迅速に対応することを期待します。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	子ども達が安心・安全な環境の中で保育されることは、何より大切なことです。インシデント、アクシデント、事故報告書など、記録の確認をしました。今後、健康安全委員会を中心に、改善策、再発防止等の検討、実施に一層努力することを期待します。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	感染症マニュアルを作成し、健康安全委員会を中心に感染症対策を実施しています。特にコロナ流行の中での開園で、保護者も職員も不安いっぱいの大変な日々を過ごしてきました。看護師を中心に、職員や保護者とともに切り抜けてきました。これからも、色々な感染症がまた発生しても、職員が力を合わせて乗り切っていくことを望みます。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	12月に市役所と協定を結び、「福祉避難所」となっています。今後の地域の中での災害対策は、消防署とも連携し、自治会の方達と共に考え、保育園の役割を明確にしていくことを望みます。	

評価結果

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	全体的な計画など作成する中で、保育の標準的な実施方法を文書化しています。今後、実施を積み重ねる中で、内容の充実をはかることを期待します。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント)	月毎の保育会議の中での見直しや、総括会議の中での振り返りで、見直しをする仕組みを確立しています。保育の質の向上につながることを期待します。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。

b

(コメント) アセスメントに基づく指導計画をたてています。子どもに関わる専門機関の職員の意見や保護者の思い等も聴きながら、計画を膨らませていくことが今後の課題です。

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

(コメント) 日常的なクラス会議、リーダー会、職員会議、管理職会議など、見直す機会を組織として定めています。今後、保育の質の向上に関わる課題を明らかにし、指導計画の評価・見直しに取り組むことを期待します。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

(コメント) 園が定めた様式に沿って記録をしています。個々の書き方など、今後必要な研修を実施することを期待します。

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

(コメント) 園管理規程に基づき、園長、副園長を責任者とする事務所の鍵のかかる場所に保管しています。

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
(コメント)	「全体的な計画」は、「児童憲章」、「児童の権利に関する条約」等に基づき、「子どもの最善の利益」を大切に作成しています。設立して1年目ではありますが、系列園で蓄積された「全体的な計画」をもとに、年間計画・中間総括等で保育を振り返り、地域の実態に見合った内容への見直しを行っています。今後、定期的な評価・見直しを期待します。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
(コメント)	保育室内は、子どもがゆったりと生活できるスペースを確保し、子どもの発達に即した玩具を配置しています。また、感染対策として、日々使用する玩具は、日光・アルコール消毒をしています。布団は仕切りのある個別棚に収納し、園が貸与する「キルティング布団」は、週末に持ち帰り洗濯をお願いすることで清潔な状態を保持しています。今後も継続した環境の整備・検討を期待します。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
(コメント)	担任（必要に応じて園長）が保護者と個人懇談を行い、園や家庭での様子を共有することで、一人ひとりの発達や家庭環境の理解に努めています。その内容は職員会議等を通して、職員全体で共有し、共通理解を図るとともに、保育の計画・実践に繋げています。今後、そうした取組みが子どもとの関わりに通じるよう、援助内容の検討・共有がより一層深まることを望みます。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
(コメント)	基本的な生活習慣に関するねらいや内容、保育者の援助と配慮に関して、年間指導計画や月案に記載しています。例えば、「ジブンデテキタ」を感じ、意欲的に生活に向かえるよう、食事・排泄・着脱等を通じて、一人ひとりの子どもの発達に即した援助に努めています。その際、保育者や友だちの励ましが支えとなるような関わりも大切にしています。こうした援助がより一層深まるよう、内容の検討・整備を期待します。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
(コメント)	子どもが遊ぶ時間を十分に確保すると同時に、各クラスには年齢・発達に即した玩具を設置しています。また、子どもたちが主体的に活動できるよう、子どもたちの発想から遊びを展開していくことを大事にしています。そうした遊びが充実するよう、身近な自然や様々な人と触れ合う機会を保障していくこと、研修等により援助が深まることを望みます。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	0歳児の保育では、人間関係の土台をつくることを目標に、安心できる関係を築くこと、子どもの欲求が満たされ満足することの実感を積み重ねられるよう努めています。保育室は室温・湿度の調整をし、適度な換気と室内の清掃、玩具の消毒を常に行っています。保護者とは毎日、送迎時や連絡ノートでのやりとりを通して、子どもの様子を共有し、必要に応じて面談を行っています。日常的に担任だけでなく、園長、看護師、栄養士等も対応に努めています。保育の内容や方法がより豊かに展開されるよう、今後の継続的な検討に期待します。	

A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	1・2歳児の保育では、生活面において、基本的な生活習慣を身につけること、その上で身のまわりのことを自分でしようとする気持ちを育むことを大事にしています。遊び面では、友だちや保育者と一緒に遊ぶ楽しさや心地よさを感じられるような援助や関わりを心がけています。保護者とは毎日、送迎時や連絡ノートでのやりとりを通して、子どもの様子を共有し、必要に応じて面談を行っています。担任だけでなく、園長、看護師、栄養士等も対応に努めています。保育の内容や方法がより豊かに展開されるよう、今後の継続的な検討に期待します。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	3歳以上児の保育では、楽しい経験や遊びを積み重ねていくことで、仲間を意識することを大事にしています。例えば、3歳児の保育では、自分の思いや要求を自分なりの言葉や態度で伝え、友だちの気持ちにも気づいていけるような援助を意識しています。保護者とは、送迎時や連絡ノートをもとに子どもの様子を共有し、必要に応じて面談を行っています。保育の内容や方法がより豊かに展開されるよう、今後の継続的な検討に期待しています。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	障がいのある子どもが安心して生活できるよう、①発達相談や保護者の悩み相談活動を行っており、②職員会議等で職員間の情報共有・共通認識を図ると共に、③クラス担任が保育の計画と個別指導計画を立て、園全体で子どもの成長が促せるよう取り組んでいます。また、④保護者とも情報共有・共通認識をもつよう努めています。今後は、より保育が充実するよう、研修等による保育の質の向上を期待します。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもが在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	在園時間が長くなる子どもに対しては、「延長保育計画表」を担当者が園長と相談のもと作成しています。その際、子どもが安心して心地よく過ごせること、日常の保育との繋がりがもてることを大事にしています。「今日の動き」をもとに保育士間で正確な情報の伝達・共有を行い、保護者が不安を感じないよう努めています。今後、計画・実践を期待します。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	—
(コメント)	開園初年度は、該当児童を募集していないため非該当とします。	
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	b
(コメント)	「感染症に関するマニュアル」、「保健年間計画」に基づき、子どもの既往歴や予防接種、発育状況等を把握しています。なお、体調不良やケガは、出席簿や「今日の動き」に記入し、職員間で情報共有をすると共に、登園時に様子を確認しています。「ほけんだより」により、子どもの生活や健康に関する取組を発信するとともに、保育参観や作品展等で直接伝える機会を設けています。また、午睡時の様子は「睡眠チェック」に記録したり、子どもに起こりやすい疾患や事故について、職員への研修を行い、予防に努めています。今後、そうした取組が定着することを期待します。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
(コメント)	子どもの健康管理として、年2回の内科検診、年1回の歯科検診・尿検査、毎月1回の身体測定を実施しています。各検診時は、担任と看護師が同席し、子どもの状態や結果を把握すると共に、保護者には当日中に結果を返却し、通院や発達に関する相談等個別に対応しています。保育参観（6月4日）では、看護師が虫歯予防について話しています。今後、保育園と家庭で連携しつつ、子どもの健康保持に繋がる取組が充実していくことを期待します。	

A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	「アレルギー対応ガイドライン」に基づき、「アレルギーマニュアル」を作成しています。その上で、医師からの生活管理指導表をもとに保護者とアレルギー懇談を行い、園での生活に繋げています。また、それぞれのアレルギーに合わせた献立表を作成し、栄養士・調理師が職員と共に確認しながら食事を提供しています。提供時には、食器の色を変更し、複数の職員で確認することで誤食を防止しています。職員はアレルギー疾患や慢性疾患、医療的ケアの研修を受け、その情報は職員間で共有すると共に、他の子どもや保護者の理解を図る取組みに繋げています。	
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	栄養士が「年間食育計画表」を作成するとともに、給食が保育の一環となるよう保育の年間計画にも記載し繋がりを持たせています。また、子どもが食に関心を持ち、食べる楽しさを感じられるよう、食事環境の工夫はもちろんのこと、行事食やクッキング活動、焼き芋や焼き魚大会等の取組みを大事にしています。そうした様々な取組は、給食会議にて協議しています。毎月の給食日よりでは、食育活動の発信をし、作品展では直接話をする機会やレシピ紹介を行い、保護者に関心を持ってもらえるような工夫をしています。	
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
(コメント)	給食やおやつの際に栄養士・調理師が保育室に出向き、喫食時の子どもの様子を見る機会を設けています。また、残食や子どもの食べ具合などを「給食日誌」に記録し、調理方法の工夫に繋げています。「給食会議」を月に1回行い、担任・看護師・栄養士・調理師が出席し、献立内容や調理方法に反映させています。なお、離乳食は週に1回、担任・看護師・栄養士で「離乳食会議」を行い、「離乳食献立」を作成しています。「衛生管理マニュアル」を作成し、「食品衛生自主管理記録表」でチェックを行い、安心・安全の給食提供に努めています。今後、継続した調理方法の工夫により、食事の質向上を期待します。	

	評価結果
--	-------------

A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
(コメント)	クラス日よりや毎日の連絡ノート、朝夕の送迎時に、保護者と子どもの様子について情報共有しています。また、クラス懇談会を年に3回（今年度4月は個人懇談に変更）、保護者からの要望があれば随時個人懇談も行き、その内容は記録し園長が確認しています。なお、保護者に対して、保育の意図や理解を図るため、ニュースやパンフレットを配布しています。また、対人援助の研修に参加し、職員のスキルアップに努めています。今後保護者と相互理解を図るための取組がより充実することを期待します。	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
(コメント)	日々の送迎時には短時間でもその日の子どもの様子を直接伝えていきます。また、個人懇談は必要に応じて園長も入り丁寧な対応を心がけています。なお、そうした保護者との相談内容は「相談記録用紙」や「個人懇談記録用紙」に記入し、全職員で共通理解を図れるよう努めています。今後より支援が充実していくことを期待します。	

A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
(コメント)	虐待の防止や早期発見・早期対応に関して、「児童虐待防止マニュアル」を作成しています。また、子どもの権利侵害の兆候を見逃さないよう、朝の受け入れ時には身体チェック等に努めています。なお、あざ等が見受けられた場合にはクラスリーダーや事務所に報告、保護者に確認をとるようにし、その内容は「皮膚症状記録簿」に記録しています。今後、上記マニュアルに基づく研修を行い、周知・徹底に努めることを期待します。	

	評価結果
--	-------------

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
(コメント)	職員会議、年カリ会議、総括（中間・年度末）を行い、保育の振り返りをしています。また、各クラスにおいて月案をもとに、毎月保育を振り返り、自己評価を行うとともに、次月の計画を作成しています。また、必要に応じて園長・副園長との面談を行い、健康面の確認や保育を振り返る機会を設けています。さらに、研修に参加する機会を設け、保育の質向上に繋げています。開所1年目であり、保育実践の振り返りは取組み途中ではありますが、自己評価の仕組みづくりや研修の充実に期待します。	

	評価結果
--	-------------

A-4 子どもの発達・生活援助

A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	b
(コメント)	職員ハンドブックや職員就業規則に体罰禁止の規定を記載しています。管理職は常に職員の言動を見守り、その都度声をかけたり、保育のフォローに入ったりしています。また、不適切な対応の予防・防止のため、独自作成のチェックリストや全国保育士会のチェックリストを基に研修や話し合いを積み重ねています。今後不適切な対応が行われない取組みの検討と職員集団づくりに期待します。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	58 人
調査方法	保護者58世帯に保育園からアンケートを配布していただき、回答は直接評価機関に返送してもらった。

利用者への聞き取り等の結果(概要)

今回の回答率は、77.6%でした。その中で肯定的な回答が90%以上あった設問は、18項目中13項目あり、うち5項目(入園時の保育内容・方法の説明、園の方針・理念の説明、健康診断の結果周知、給食献立の周知、給食メニューの充実)は100%の回答でした。肯定的評価の高い項目は、新設園という大変な中でも、園からの情報発信・共有を丁寧に取組んできた努力の結果の反映であり、「食育」を大事にする園の方針の賜物だと考えられます。また、1年目という保育をいちから創っていく難しさの中で、子どもたちが安心・安全に園生活を過ごすことができるよう、保護者が安心して子どもを預けられるよう、職員は相当な努力と配慮のなかで保育を実践しています。一方で、その1年目の保育の難しさが感じられる項目は以下になります。

- ・問4「入園時の説明や、園の子どもたちの様子を見て、子どもを預けることへの不安が解消されましたか。」
- ・問6「園の保育について、あなたの意見や意向を伝えることができますか。」
- ・問7「保護者からの苦情や意見に対して、園から「懇談会」や「園だより」などを通じて説明がありましたか。」
- ・問8「園内の事故や子ども同士のトラブルについて、適切な対応がされていますか。」
- ・問13「お子さんの食べ具合は、必要に応じて連絡されていますか。」

以上の5項目は比較的否定的な回答率は低いものの、自由記述を読むと、対応から不安を感じ、解消されていないことや、苦情・意見の情報共有・周知が不十分であることへの不満が伺われます。新設して1年目という中で相当な努力がされていることは明らかですが、まだまだ保護者との関係づくりは過渡期にあります。今後も継続して、丁寧な対応が行われ、より良い関係性を築かれることを期待します。

また、以下2項目は保護者同士の繋がりに関する項目です。ここでは約50%の否定的回答がありました。

- ・問17「保護者同士の交流やつながりはありますか。」
- ・問18「保護者会はありますか」

コロナ禍で新設1年目を迎えたということもあり、保護者同士が交流する機会を作ることは容易ではなかったと思います。その中でも、どのような形であれば保護者同士が繋がり、関わり合う機会を持てるのか今後も継続して検討し工夫されることを期待します。

また、問18に関しては、保護者会が「ある」「ない」の質問に対して回答が大きく分かれています。現時点では保護者会は設立されていませんが、保護者会の負担を不安視する自由記述があることを考慮すると、今後、保護者との丁寧な対話が求められるでしょう。その過程の中で、なでしこ公園保育園としての保護者との集団づくりが形成されることを期待します。

最後に、なでしこ公園保育園では、「子どもの最善の利益」「子どもの権利」が大切にされ、日々それに基づく保育の見直しが行われています。保護者との共同の中で、子どもを真ん中にした保育が展開され、今以上に保育の充実が図られることを期待しています。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等